

大野市教育委員会 P F I 検討委員会設置要綱

(平成 29 年 10 月 26 日教育委員会訓令第 2 号)

改正平成 31 年 4 月 日教育委員会訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 大野市教育委員会における P F I 事業の導入等について必要な検討を行うため、大野市教育委員会 P F I 検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) P F I 導入候補事業の選定に関すること。
- (2) P F I 導入可能性調査の結果の評価に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、P F I 事業に関し教育委員会が必要があると認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 企画総務部長
- (2) 政策局長
- (3) 産経建設部長
- (4) 教育委員会事務局長
- (5) 結の故郷創生室長総合政策課長
- (6) 財政課長
- (7) 総務課長
- (8) 建設整備課長
- (9) 建築営繕課長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。